



第86期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

●目次

第86期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告	28
株主総会参考書類	34

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シナネンホールディングス株式会社

証券コード：8132

証券コード 8132

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号

シナネンホールディングス株式会社

取締役社長 山 崎 正 毅

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面またはインターネット等による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第86期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://sinanengroup.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://sinanengroup.co.jp/>）に掲載いたします。

＜ 株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応のお願い ＞

- ◆新型コロナウイルス感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態によらず、本年は株主総会へのご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、お願い申し上げます。議決権行使は、書面またはインターネットによる方法を是非ご活用ください。
 - ◆ご来場の株主様には、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等を予定しております。なお、体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けをして入場のご遠慮または途中退場をお願いすることもございますので、予めご了承ください。
 - ◆ご出席の株主様はマスク着用など感染予防にご配慮をお願いいたします。
 - ◆本株主総会会場において、感染予防のため間隔をあけた座席配置等を予定しており、例年よりも座席数を大幅に削減いたします。満席となった場合にはご入場できないことがございます。万が一、ご入場できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
 - ◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◆株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスク等を着用させていただきます。
 - ◆当日、やむを得ない事情で会場施設が使用できない場合は、別会場にて株主総会を開催させていただく場合がございます。当社ウェブサイト等で予めお知らせいたしますとともに、当日会場入口等でもご案内いたします。
- 株主の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

書面（郵送）またはインターネットで議決権を行使される場合

書面（郵送）による議決権行使



議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時30分 到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時30分 入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力したうえで、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

みずほ信託銀行 証券代行部

【「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

 0120-768-524（平日9：00～21：00）

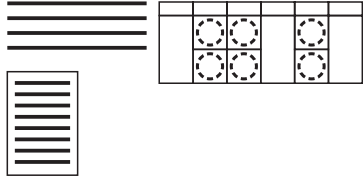
スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図

議決権行使書	お願い
	

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意

インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

【左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先】

 0120-288-324（平日9：00～17：00）

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、企業業績が、半ばまでは高い水準を維持したものの、後半は消費増税前のかげ込み需要の反動減や大型台風、新型コロナウイルスの影響もあり下振れました。家計面では、消費増税に加え、同ウイルスの影響により消費が落ち込みました。先行きについては、国内外における感染者数の拡大により、政府から緊急事態宣言が発出され、多数の企業が事業運営を縮小または休止せざるを得ず、外出自粛等により家計の消費活動が落ち込むなど、社会全体の経済活動が停滞する状況が続いています。

国内エネルギー業界においては、原油価格、プロパンC PともにO P E Cプラスの減産協議決裂と同ウイルスの影響により3月に急落しました。国内需要においては、少子高齢化の進展、省エネ機器の普及、ライフスタイルの変化等に加え、冬場に平均気温が平年を上回る日が続いたことから、個々の家庭・業務用プロパンガスの販売量は減少しています。

このような環境の中、当社は「第一次中期経営計画～総合エネルギーサービス企業グループへの進化～」の最終年度となる当期において、石油・ガス事業の収益基盤強化のため、営業権買収等のM&Aを積極的に推進するとともに、グループ収益構造改革を目指した非石油・ガス事業の拡大のための積極投資に取り組みました。

また、当期は、事業の選択と集中を進め、シナネンエコワーク株式会社の保険事業売却、ミライフ西日本株式会社が保有する京都府京都市の不動産売却のほか、当社の政策保有株式の売却等により、30億55百万円の特別利益を計上いたしました。

その結果、当期の業績については、売上高2,370億36百万円（前期比3.1%減）、営業利益24億54百万円（前期比38.5%増）、経常利益22億03百万円（前期比2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益29億89百万円（前期比88.2%増）となりました。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

『エネルギー卸・小売周辺事業（B t o C事業）』においては、石油・ガス事業では、少子高齢化の進展により全体の需要が減少傾向の中、引き続き営業権買収等のM&Aを中心とする収益基盤の強化と拡大に取り組みました。また、「ミライフでんき」の拡販を北海道、東北、関東エリアで進めたほか、新たに2020年4月から関西、北陸、中部エリアでも販売をスタートします。さらに、関東エリアではリフォーム需要を取り込むため、2店目となる水回りリフォーム専門店

をオープンし、住まいと暮らしの事業拡大にも努めました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は722億71百万円（前期比7.0%減）、営業利益は7億66百万円（前期比148.6%増）となりました。

『エネルギーソリューション事業（B to B事業）』においては、石油事業では全体の需要は減少している中、市況の変化に対応した仕入・販売施策を実施するとともに、物流機能を強化した結果、前年を上回る販売数量と利益を確保しました。また、船舶用燃料の販売も好調に推移し利益に大きく貢献しました。電力事業では、電源構成の最適化に取り組んだことで前年度を上回る利益を達成しました。また、新たな事業展開としてアジアでの再生可能エネルギー事業、国内外でのエネルギーソリューション事業を推進し、韓国にて90MW相当の大型風力発電事業に参画を決定しました。さらに、新型マイクロ風車関連事業を開始し、その展開を図るため、2020年2月にSinagy Revo株式会社を設立しました。同社の新型マイクロ風車は、静音性と微風でも高効率な発電ができることを特徴にしており、国内外で新型マイクロ風車を利用した新たな市場を創出していきます。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業の売上高は1,491億41百万円（前期比2.3%減）、営業利益は8億19百万円（前期比98.0%増）となりました。

『非エネルギー及び海外事業』においては、自転車事業のシナネンサイクル株式会社は、自社小売店舗「ダイシャリン」において、店舗のスクラップ&ビルドを進め、ショッピングモールや大手スーパー店内に出店しましたが、市場縮小の影響を埋めることができませんでした。卸売では、販売店向けには新しいプライベートブランド車が好調だったものの、小売業や外食業向けの宅配用の需要が低調でした。

シェアサイクル事業のシナネンモビリティPLUS株式会社は、首都圏を中心に大手コンビニエンスストアのほか、地方自治体、ドラッグストアや不動産会社とも連携し、ステーションの開設を進め、3月末現在で約1,200カ所のステーションに、6,000台を超える自転車を設置しました。これは、シェアサイクル事業者としては日本有数の規模になります。

環境・リサイクル事業のシナネンエコワーク株式会社は、大型台風により発生した廃木材や倒木の処理等、被災地の要請に協力したほか、積極的に新規の廃木材排出顧客開拓を行いました。複数燃料供給先のバイオマス発電プラントの故障による稼働停止の影響を受けました。

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックは、繊維向けの抗菌剤が北米市場を中心に順調であったほか、衛生材料向けや飲料水向けの抗菌剤、消臭剤も好調を維持しました。また、新型コロナウイルスの影響が拡大する中、2月以降アメリカ向けを中心に、マスク、手術衣等向けの抗菌剤の受注が大きく伸び始めています。そのため、人員体制の見直しと設備増強による増産体制の構築を進めております。

システム事業の株式会社ミノスは、主力のLPガス販売管理システムは顧客数を増やしましたが、処理改善のためのシステム開発費用がかさみました。電力自由化に対応する顧客管理システム（電力CIS）が引き続き好調を維持し、取扱件数は年度当初の約2倍にまで拡大しました。

建物維持管理事業のタカビルメン株式会社は、病院、斎場の運営支援業務が引き続き堅調に推移しましたが、スポット工事が想定を下回りました。一方、集合住宅向け設備工事・リフォーム工事等が収益化しました。

ブラジルのバイオマス事業では、多年草CAPIMを活用した民生用炭は、2018年12月の販売開始以降、現地最大手のスーパーマーケットでの取り扱い店舗を徐々に増やしていますが、当初の計画から遅延しています。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は154億15百万円（前期比9.9%増）、新規事業の投資を先行させたため50百万円の営業損失（前期は営業損失1億84百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比増減率
エネルギー卸・小売周辺事業 (BtoC事業)	72,271 百万円	30.5%	△7.0%
エネルギーソリューション事業 (BtoB事業)	149,141	62.9	△2.3
非エネルギー及び海外事業	15,415	6.5	9.9
その他の	208	0.1	8.1
合計	237,036 百万円	100%	△3.1%

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は30億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・風力発電設備（韓国）
- ・シェアサイクル事業への設備投資
- ・事務所等の改修、建替え
- ・ガス事業での供給設備設置等
- ・ソフトウェアの導入
- ・シェアオフィス事業での賃貸オフィス投資

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

〔事業改革〕

当社グループの主力事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内人口の減少、省エネルギーの普及、ライフスタイルの変化等により引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループでは、経営環境やお客様のニーズの変化に対応するため、「総合エネルギーサービス企業グループへの進化」を目指した中期経営計画「第一次中期経営計画」を2017年4月より実施してまいりました。しかしながら、新規事業に対する先行投資、計画したプロジェクトの遅延、自由化による電気・ガス事業者間の想定を上回る競争激化等によって、目標に対して未達の結果となりました。

第二次中期経営計画（2020年度～2022年度）においては、「Challenging New Worlds with Big Sky-thinking ～大胆な発想で新しい世界への挑戦～」をスローガンにして、既成概念にとらわれずに、既存事業においては事業の選択と集中及び遊休資産の活用による資本効率の改善を一段と推進するとともに、新規事業の開発・推進に力を入れていき、さらなる成長を期してまいります。

具体的には、石油・ガス事業では積極的なM&A等による顧客基盤の拡大を進めるとともに利益率を高めるために物流等の効率化を進めてまいります。また、非石油・ガス事業においては、リフォーム需要の取り込みを行ってまいります。電力事業では、「ミライフでんき」の拡販に努め、環境配慮型料金メニューの展開をはじめ、より一層取引先のニーズに対応した施策を進めてまいります。

建物維持管理事業では、事業領域とエリアの拡大を目指してM&Aを行うほか、事業部門内におけるシステムの統一や管理機能の見直しを進めてまいります。

新規事業に関しては、シェアサイクル事業、新型マイクロ風車関連事業においては事業拡大のための投資を継続し、新規事業開発についても積極的に取り組みます。

また、「グローバル総合エネルギーサービス企業グループ」を目指して、アジアでのエネルギーソリューション事業、再生可能エネルギー事業、欧米・アジアの抗菌事業を早期に拡大するなど、国外での事業活動を本格化させます。

〔コーポレートガバナンスの強化〕

2019年5月8日に公表のとおり、2019年3月期の決算に係る社内調査の過程で、当社連結子会社において、不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。当社では特別調査委員会による調査を行い、同委員会の最終調査報告書にて提言された再発防止策の具体化を進め、不断に改善策を実施しております。当該子会社においては、関係者に対して厳正な社内処分を行うとともに、基幹システムを導入することにより各業務プロセスをシステム化し、社内管理部門によるモニタリングが可能となりました。

今後は、リスクベースの内部監査の推進及び主要グループ企業すべてに常勤監査役を配置し、業務執行全般のモニタリング機能を強化します。当社は、これらコーポレートガバナンスの強化を通して、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

〔企業風土改革〕

当社グループでは人材が重要な財産であると考え、労務環境の改善やＩＴを活用した業務の改革を実施し、「働き方改革」を推進してまいりました。また、大胆な人材登用と適材適所を重視した人員配置を可能とするために、年功序列を廃し、役割を重視した人事制度の改定を行いました。それらをさらに発展させる取り組みとして「企業風土改革」を進めてまいります。企業風土改革では、自由闊達な組織風土を形成し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った社員を育成してまいります。

〔新型コロナウイルス対応〕

当社グループの主力事業はライフラインであるエネルギー供給事業であり、事業継続にあたってはマスク着用、手洗い、消毒、検温、時差出勤等の感染予防措置を徹底して、お客様の生活を支えています。

なお、本社部門については、新型コロナウイルスの感染拡大に対応して、テレワークを進め、パソコン等を利用した社内外のコミュニケーションを実施しています。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画の概要 2020年度～2022年度

第二次中期経営計画

Challenging New Worlds with Big Sky-thinking ～大胆な発想で新しい世界への挑戦～

計画方針

持続的な成長を続ける組織となるための事業構造改革

定性目標

1) 資本効率の改善

既存事業の利益率の向上策に加え、低効率資産の活用・売却のほか、事業の選択と集中を強力に推進します。

2) 持続的な成長を実現する投資

①投資の優先順位付けの明確化

既存事業の収益基盤強化のための投資（M&A）のほか、建物維持管理事業の拡大、再生可能エネルギーへの投資、新規事業開発を積極的に推進します。

②基幹システムの整備：デジタルトランスフォーメーション（DX）※による基幹システムの高度化

競争力の維持・強化を図るため、DXを推進し、環境変化に対応した基幹システムの高度化を目指します。

3) 社員の考え方・慣習・行動様式の変革

働き方改革をさらに推し進め、人材登用や適材適所の人材配置に加え、自由闊達な社内風土を醸成し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った社員を育成します。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、当社グループでは、「抜本的に業務を見直し、高度なデジタル化を行うことで効率化を実現し、生産性を高めること」と定義しています。

2023年3月期 数値目標

持続的に「ROE 6%以上」を生み出す事業構造の確立

注）この定量目標は、第三次中期経営計画（2023年度から2025年度まで）における、更なるROEの向上に向けたマイルストーン（中間達成目標）としての位置付けです。

【全体戦略】

- 1) 資本効率の低い事業・資産を撤退・売却し、資本効率が高い事業に経営資源を集中
- 2) DXや事業の多様化等に対応可能な高度化された基幹システムの検討
- 3) 「風土改革プロジェクト」を発足させ、社員の考え方・慣習・行動様式の変革を目指す

【株主還元・配当方針】

連結配当性向30%以上を目安に安定的な配当を実施してまいります。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1株当たり配当金	100.0円	75.0円	75.0円	75.0円
1株当たり当期純利益	200.26円	231.13円	146.00円	274.84円
連結配当性向	49.9%	32.4%	51.4%	27.3%

注：2016年度は創業90周年記念配当25.0円を含んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第83期	2017年度 第84期	2018年度 第85期	2019年度 第86期（当期）
売上高	218,242	244,370	244,567	237,036
経常利益	3,424	3,948	2,158	2,203
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,584	2,867	1,588	2,989
1株当たり当期純利益	200.26円	231.13円	146.00円	274.84円
総資産	104,836	93,188	91,112	90,611
純資産	50,685	46,863	47,388	48,821
1株当たり純資産額	3,903.27円	4,307.24円	4,323.50円	4,425.87円

- (注) 1. 当社は、2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式併合が第83期の期首時点に行われたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第85期の期首から適用しており、第84期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ミライフ西日本株式会社	90	100.00	各種燃料販売
ミライフ株式会社	300	100.00	各種燃料販売
ミライフ東日本株式会社	200	100.00	各種燃料販売
日高都市ガス株式会社	80	100.00	都市ガス供給
シナネン株式会社	100	100.00	各種燃料販売
シナネンサイクル株式会社	100	100.00	自転車の輸入販売
シナネンエコワーク株式会社	30	100.00	環境・リサイクル
株式会社シナネンゼオミック	50	100.00	抗菌剤製造販売
株式会社ミノス	95	100.00	コンピュータシステム サービス

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
エネルギー卸・小売周辺事業 (B t o C 事業)	家庭向け及び小売事業者向け L P ガス等各種燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、L P ガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業
エネルギーソリューション事業 (B t o B 事業)	大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、エネルギーソリューション事業、住宅設備関連事業並びに国内外の再生可能エネルギー事業
非エネルギー及び海外事業	抗菌事業、環境・リサイクル事業、自転車等の輸入・卸・小売事業、シェアサイクル事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業並びにバイオマス事業

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

当 社	本 社	東京港区三田三丁目 5 番 27 号
子 会 社	ミライフ西日本株式会社 ミライフ株式会社 ミライフ東日本株式会社 日高都市ガス株式会社 シナネン株式会社 シナネンサイクル株式会社 シナネンエコワーク株式会社 株式会社シナネンゼオミック 株式会社ミノス	本社 大阪府大阪市 本社 東京都港区 本社 宮城県仙台市 本社 埼玉県日高市 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 愛知県名古屋 本社 東京都港区

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前 期 比 増 減
1,630名 (1,545名)	111名増 (33名減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
59名	3名増	43.1歳	13.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む) を記載しています。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社への出向者、他社からの出向者を除いて計算しています。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,400
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	200

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 47,520,600株
- (2) 発行済株式の総数 10,876,126株（自己株式2,170,465株を除く）
- (3) 株主数 3,929名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	840	7.72
光 通 信 株 式 会 社	815	7.49
コ ス モ 石 油 マ ー ケ テ ィ ン グ 株 式 会 社	789	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	578	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	476	4.38
出 光 興 産 株 式 会 社	473	4.35
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	467	4.29
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	265	2.43
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	260	2.39
学 校 法 人 麻 生 塾	260	2.39

- (注) 1. 当社は自己株式2,170,465株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式2,170,465株を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	崎 村 忠 士	株式会社シナネンゼオミック代表取締役社長
代表取締役社長	山 崎 正 毅	
常 務 取 締 役	清 水 直 樹	C C O兼管理担当役員
監査等委員である 取 締 役 (常 勤)	小 川 常 司	
監査等委員である 取 締 役	重 森 豊	大和ハウス工業株式会社社外取締役 株式会社ワイズ・ネットワーキング代表取締役社長 株式会社ワイズトータルサポート代表取締役会長
監査等委員である 取 締 役	篠 連	光和総合法律事務所パートナー弁護士 高島株式会社社外取締役（監査等委員） 前田建設工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき小川常司氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2. 監査等委員である取締役の小川常司氏、重森豊氏、篠連氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3. 監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見を有しています。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 である 取締役を除く。) (う ち 社 外)	3 名 (0 名)	9 7 百 万 円 (0 百 万 円)
監 査 等 委 員 である 取締役 (う ち 社 外)	3 名 (3 名)	3 2 百 万 円 (3 2 百 万 円)
合 計 (う ち 社 外)	6 名 (3 名)	1 3 0 百 万 円 (3 2 百 万 円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議されています。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において年額72百万円以内と決議されています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
監査等委員である 取締役 (常 勤)	小 川 常 司	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、また、監査等委員会13回すべてに出席し、エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を基に発言を行っています。
監査等委員である 取締役	重 森 豊	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち11回に出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。
監査等委員である 取締役	篠 連	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、また、監査等委員会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	9 3 百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	9 3 百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	9 3 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の定めに従い、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。2019年度における内部統制システムの体制は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。

- ③ 当社は監査部に監査チームと内部統制チームを設置する。監査チームは原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。内部統制チームは原則として内部統制評価計画書に基づき、財務報告の適正性の評価を行い、社長に報告する。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。またグループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
- ④ 当社は、任意の指名委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名の客観性・透明性を高める。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査チームは必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- ⑥ グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
- ⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7) 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議により監査チームが行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 監査チームが行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 内部統制チームが行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4)から6)に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 新たに入社した使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行ったうえで、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。
- ② グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役に、補助人3名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策と位置付け、連結配当性向30%以上を目安に、安定的な配当を基本とした株主還元を実施してまいります。また、内部留保資金につきましては、事業領域拡大の原資及び事業基盤強化に向けた設備投資等に充当していく予定です。

当期の期末配当につきましては、1株当たり75円とすることといたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,323	流 動 負 債	31,434
現 金 及 び 預 金	7,771	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,492
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	23,999	短 期 借 入 金	5,650
商 品 及 び 製 品	5,783	未 払 金	1,789
仕 掛 品	3,404	リ ー ス 債 務	295
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	62	未 払 法 人 税 等	1,606
そ の 他	3,421	未 払 消 費 税 等	486
貸 倒 引 当 金	△119	賞 与 引 当 金	1,143
固 定 資 産	46,287	そ の 他	2,969
有 形 固 定 資 産	30,277	固 定 負 債	10,354
建 物 及 び 構 築 物	8,461	長 期 借 入 金	4,689
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,167	リ ー ス 債 務	1,710
土 地	11,329	繰 延 税 金 負 債	814
リ ー ス 資 産	2,100	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	72
建 設 仮 勘 定	1,189	退 職 給 付 に 係 る 負 債	455
そ の 他	1,028	長 期 預 り 保 証 金	1,293
無 形 固 定 資 産	5,151	資 産 除 去 債 務	513
の れ ん	4,012	そ の 他	804
そ の 他	1,138	負 債 合 計	41,789
投 資 そ の 他 の 資 産	10,858	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	6,217	株 主 資 本	47,893
長 期 貸 付 金	258	資 本 金	15,630
長 期 前 払 費 用	1,366	資 本 剰 余 金	7,708
繰 延 税 金 資 産	615	利 益 剰 余 金	30,188
そ の 他	3,836	自 己 株 式	△5,633
貸 倒 引 当 金	△1,436	その他の包括利益累計額	242
資 産 合 計	90,611	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	599
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△24
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△333
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	0
		非 支 配 株 主 持 分	685
		純 資 産 合 計	48,821
		負 債 純 資 産 合 計	90,611

連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		237,036
売上原価		204,263
売上総利益		32,772
販売費及び一般管理費		30,318
営業利益		2,454
営業外収益		
受取利息及び配当金	214	
保険返戻金	152	
その他の	350	718
営業外費用		
支払利息	112	
デリバティブ損失	79	
貸倒引当金繰入額（営業外）	648	
その他の	128	968
経常利益		2,203
特別利益		
固定資産売却益	378	
投資有価証券売却益	1,729	
事業譲渡益	450	
段階取得に係る差益	477	
その他の	19	3,055
特別損失		
固定資産売却損	111	
固定資産除却損	106	
減損	28	
その他の	24	271
税金等調整前当期純利益		4,987
法人税、住民税及び事業税	2,030	
法人税等調整額	△41	1,988
当期純利益		2,999
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		2,989

連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	15,630	7,714	28,015	△5,632	45,727
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△815		△815
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,989		2,989
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△6			△6
剰余金の内訳科目間の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△6	2,173	△1	2,166
2020年3月31日 残高	15,630	7,708	30,188	△5,633	47,893

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	1,597	△35	△263	0	1,297	363	47,388
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△815
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,989
自己株式の処分							0
自己株式の取得							△1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△6
剰余金の内訳科目間の振替							－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△997	11	△69	0	△1,055	322	△733
連結会計年度中の変動額合計	△997	11	△69	0	△1,055	322	1,433
2020年3月31日 残高	599	△24	△333	0	242	685	48,821

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,114	流 動 負 債	7,854
現 金 及 び 預 金	1,951	短 期 借 入 金	2,900
前 払 費 用	160	リ ー ス 債 務	3
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	2,636	未 払 金	169
未 収 入 金	404	未 払 費 用	34
そ の 他	97	未 払 法 人 税 等	745
貸 倒 引 当 金	△136	未 払 消 費 税 等	49
固 定 資 産	25,814	預 り 金	3,800
有 形 固 定 資 産	3,930	賞 与 引 当 金	137
建 物	2,842	そ の 他	13
構 築 物	71	固 定 負 債	737
機 械 及 び 装 置	17	長 期 借 入 金	200
工 具 器 具 及 び 備 品	168	リ ー ス 債 務	7
土 地	818	預 り 保 証 金	345
リ ー ス 資 産	9	資 産 除 去 債 務	62
建 設 仮 勘 定	2	繰 延 税 金 負 債	122
無 形 固 定 資 産	179	負 債 合 計	8,591
借 地 権	4	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	0	株 主 資 本	21,728
ソ フ ト ウ ェ ア	167	資 本 金	15,630
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	6	利 益 剰 余 金	11,732
電 話 加 入 権	1	利 益 準 備 金	390
投 資 そ の 他 の 資 産	21,703	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,341
投 資 有 価 証 券	5,387	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	60
関 係 会 社 株 式	11,633	別 途 積 立 金	7,724
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,716	繰 越 利 益 剰 余 金	3,556
長 期 前 払 費 用	41	自 己 株 式	△5,633
保 険 積 立 金	862	評 価 ・ 換 算 差 額 等	607
敷 金	210	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	607
そ の 他	36	純 資 産 合 計	22,336
貸 倒 引 当 金	△185	負 債 純 資 産 合 計	30,928
資 産 合 計	30,928		

損 益 計 算 書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
グ ル ー プ 運 営 収 入	2,526	
不 動 産 賃 貸 収 入	270	2,796
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	172	
一 般 管 理 費	2,209	2,381
営 業 利 益		414
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	195	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	333	
そ の 他	593	1,123
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
そ の 他	38	59
経 常 利 益		1,477
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,729	1,729
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28	
そ の 他	6	35
税 引 前 当 期 純 利 益		3,172
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	896	
法 人 税 等 調 整 額	66	962
当 期 純 利 益		2,209

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2019年4月1日 残高	15,630	－	－	308	62	7,724	2,242	10,338	△5,632	20,336
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△815	△815		△815
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				81			△81	－		－
買換資産圧縮積立金の取崩					△2		2	－		－
当 期 純 利 益							2,209	2,209		2,209
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0						0	0
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1
剰余金の内訳科目間の振替		0	0				△0	△0		－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	81	△2	－	1,313	1,393	△1	1,392
2020年3月31日 残高	15,630	－	－	390	60	7,724	3,556	11,732	△5,633	21,728

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 残高	1,601	1,601	21,938
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△815
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			—
買換資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			2,209
自 己 株 式 の 処 分			0
自 己 株 式 の 取 得			△1
剰余金の内訳科目間の振替			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△993	△993	△993
事業年度中の変動額合計	△993	△993	398
2020年3月31日 残高	607	607	22,336

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 茂 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 秀 満 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 里 織 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 秀 満 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 里 織 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明し、特別調査委員会による事実関係及び発生原因の確認が行われ、再発防止策の提言が行われました。監査等委員会では、会社が本提言を受けて作成した再発防止策を順次実行していることを確認しており、その運用及び内部統制の強化状況を引き続き監視及び検証してまいります。そのほかには、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 川 常 司 ㊞

監 査 等 委 員 重 森 豊 ㊞

監 査 等 委 員 篠 連 ㊞

(注) 監査等委員小川常司、重森豊及び篠連は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やまざきまさき 山崎 正 毅 1955年1月19日生	1979年4月 AIU保険会社入社 1996年1月 Walt Disney Enterprise,Japan入社 （現The Walt Disney Company,Japan） Finance Director 2001年1月 Electronic Arts,Japan入社 CFO,Vice President 2004年4月 Vale,Japan株式会社入社 取締役財務・経営管理担当 2012年12月 同社代表取締役副社長 2016年6月 当社社外取締役監査等委員（常勤） 2018年6月 当社代表取締役副社長企画担当役員 2019年6月 当社代表取締役社長（現在）	1,800株
2	しづみずなおき 清 水 直 樹 1960年5月28日生	1983年4月 当社入社 2008年4月 当社経営企画部長 2011年7月 当社執行役員財務経理部長 2012年6月 当社取締役財務経理部長 2015年4月 当社取締役経営企画本部長 2016年6月 当社常務取締役経営企画本部長 2017年4月 当社常務取締役企画担当役員 2018年6月 当社常務取締役CCO兼管理担当役員 2020年4月 当社常務取締役CCO（現在）	4,000株

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 年 月 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	※ 間 どころ けん じ 1960年10月16日生	1983年4月 東京国税局採用 1988年11月 大和証券株式会社入社 （現株式会社大和証券グループ本社） 株式会社大和証券経済研究所出向 （現株式会社大和総研） 1995年7月 株式会社大和総研転籍 2016年4月 EYトラnザクション・アドバイザリー・ サービス株式会社入社 2017年3月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 2019年4月 当社上席執行役員経営企画部長（現在）	300株

- （注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山崎正毅氏は、2019年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営を統括する立場でグループの収益構造の改革を加速させるなど、強いリーダーシップを発揮して当社の経営を担ってきました。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3. 清水直樹氏は、当社の要職を歴任し、管理分野において幅広い経験と知識を有しております。また取締役就任以来、積極的に意見・提言を行い、当社の経営戦略の策定及びコーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
4. 間所健司氏は、経営全般に関する豊富な経験と実績を有し、経営戦略の策定や広報・IR等にも携わるなど幅広く企業価値の向上に貢献してきました。かかる実績を踏まえ、今後は同氏の経験等を業務執行に活用していただけると判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。
5. 監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(※：新任候補者)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ ひらの 野 かず ひさ 1954年11月25日生	1977年4月 バロース株式会社入社 (現日本ユニシス株式会社) 1986年5月 シティバンク銀行入行 1991年3月 バンカートラスト信託銀行入行 コントローラー、総務経理部長 1993年8月 米国公認会計士資格取得 1999年8月 ドイチェ・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社入社 コントローラー、総務経理部長 2001年10月 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社入社 コントローラー 2003年11月 マニユライフ生命保険株式会社入社 監査部長 2009年10月 Prudential Financial Inc.入社 内部監査部 Vice President、駐日代表 2016年6月 一般社団法人 Japan Society of U.S.CPAs 代表理事(現在)	0株

候補者 番号	氏 年 月 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	しげもり 重 森 1949年6月25日 生	1974年4月 安田生命保険相互会社入社 （現明治安田生命保険相互会社） 2002年7月 同社取締役 2006年7月 同社常務執行役 2009年4月 明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 2012年6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役（現在） 2012年10月 株式会社ワイズトータルサポート 代表取締役社長 2014年6月 当社社外取締役 2015年4月 株式会社ワイズ・ネットワーキング 代表取締役社長（現在） 2016年6月 当社社外取締役 監査等委員（現在） 2018年4月 株式会社ワイズトータルサポート 代表取締役会長（現在）	0株
3	しの 篠 1957年2月26日 生	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現在） 2016年6月 当社社外取締役 監査等委員（現在） 2018年6月 高島株式会社社外取締役 監査等委員（現在） 2019年6月 前田建設工業株式会社 社外監査役（現在）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、重森豊氏及び篠連氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、平野和久氏が選任された場合、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は、重森豊氏及び篠連氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、平野和久氏が選任された場合、当社は、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 平野和久氏は、米国公認会計士及び公認内部監査人の各資格、並びにMBAを活かした内部監査責任者としての専門的知識と豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の専門的な経験・見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 重森豊氏は、当社監査等委員である社外取締役就任後、豊富なビジネス経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、同氏の経験を経営の監督等に活用していただけると判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
7. 篠連氏は、弁護士及び他の企業の社外取締役等としての豊富な経験と幅広い見識をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、同氏の経験と見識を経営の監督等に活用していただけると判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 重森豊氏、篠連氏の在任中の2019年3月期の決算にかかる社内調査の過程で、当社連結子会社であるミライフ西日本株式会社のソリューション事業部門において、不適切な会計処理が行われていたこと（以下「本件」といいます）が判明いたしました。両氏は、本件が発覚するまで事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会及び監査等委員会においてコンプライアンス及び内部統制遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本件の発覚後、両氏は法令・規程等の遵守及び規程等の整備並びに再発防止に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。また、篠連氏は本件の特別調査委員会の委員として調査及び原因の究明に尽力しました。
9. 本総会終結時における社外取締役就任期間は、重森豊氏は6年、篠連氏は4年であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
やす だ あき よ 安 田 明 代 1975年12月10日生	2002年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 光和総合法律事務所入所 2016年 6 月 当社補欠取締役 監査等委員（現在） 2017年 7 月 新樹法律事務所入所 パートナー弁護士 2018年10月 民事調停官（非常勤裁判官）（現在） 2019年 2 月 寺本法律会計事務所入所 パートナー弁護士（現在） 2019年 6 月 池上通信機株式会社 社外取締役（現在）	0株

- （注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 安田明代氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 安田明代氏は、弁護士及び他の企業の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

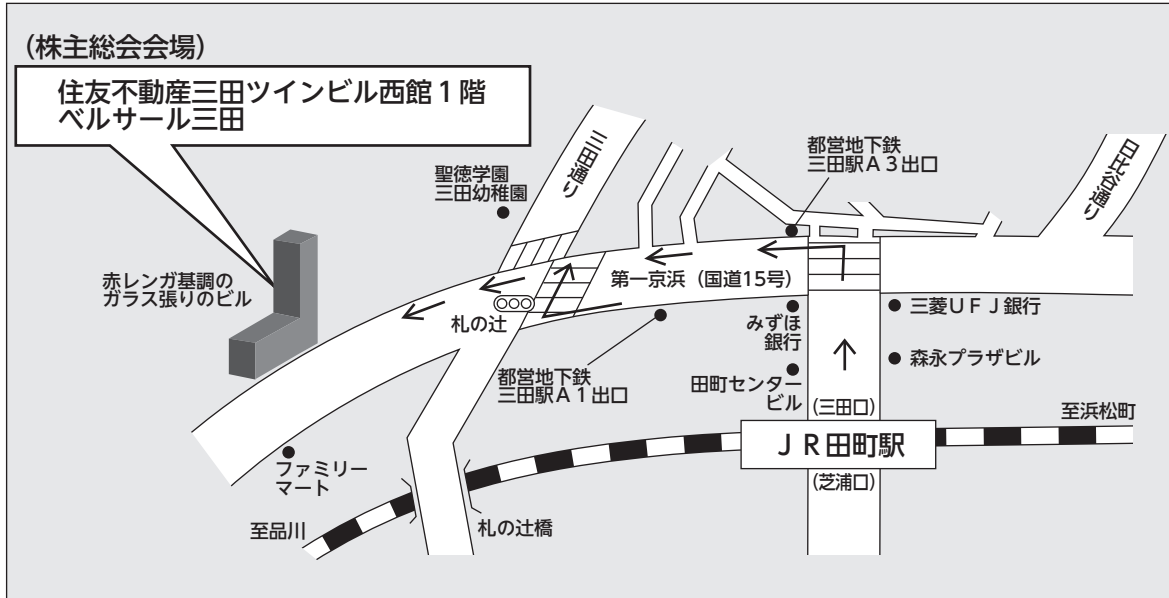
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内

東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

(以下の「ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください)



【交通のご案内】

- J R (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口より徒歩8分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A1、A3出口より徒歩6分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。